

南三陸町復興推進計画

平成28年3月23日

宮城県南三陸町

1. 計画の区域

宮城県本吉郡南三陸町

2. 計画の目標

南三陸町中心部の志津川市街地は、住まいとなりわいが混然一体となって町民生活が営まれてきましたが、東日本大震災の津波により町の大部分が流出しました。

震災復興計画では、教訓を生かし「なりわいの場所は様々であっても住まいは高台に」を施策の中心に据え、「なりわいの場所」として低地部は、先行して民間企業者への誘致を進めています。もう一方の「住まいは高台に」に関連する事業として高台での津波復興拠点整備事業は、志津川中央地区として「志津川中央団地」の造成のほか、住まう人の暮らしを支える公益的施設について高台への移転を進めています。

特に、給食センターにおいては、平成28年5月に予定している災害復旧事業の認定を受けて整備事業に着手することを見込んでおり、志津川地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設における事業においては、志津川中央地区の南部を建設予定地としていましたが、当該地には「志津川中央団地」のにぎわいの中核となるスーパー等の商業系施設や図書館等の公益的施設の集約を図ることとしたこと、また給食センターに必要とされる敷地面積が確保できないため、住環境に影響のない志津川中央地区の北東部にある公益的施設建設予定区域に変更することになりました。

本計画の目的は、高台に住まいを再建し住まう人の生活圏と区画整理事業により再生を進めるなりわいの場所との結節点となる公益的施設建設予定区域に、震災時における避難所の支援施設としての役割も担う給食センターの早期整備を推進し、機能的かつ安全安心な南三陸町の実現を推進することです。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取り組み

給食センターの立地を予定している公益的施設建設予定区域は、高台に住まいを再建し住まう人の生活圏と区画整理事業により再生を進めるなりわいの場所との結節点となる区域であり、他の公益的施設建設予定区域と併せて、保育所・消防署・商業・金融関連施設などの暮らしを支える公益的施設の集約が予定されているコアゾーンとしての役割を担う区域として、土地利用計画に基づく用途地域の見直しを予定していますが、当該見直しは総合計画や震災復興計画との整合性を図る必要があり、早くとも平成28年10月以降の実施となる見通しです。

この間、暮らしとなりわいの融合を図るため、結節点となる区域に復興特定区域（付図-2）を設け公益的施設である給食センターの整備を推進します。

4. 復興特定区域

南三陸町志津川字新井田地内（付図―2）

5. 計画の区域において、実施し、又はその実施しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

（1）復興推進事業の内容

4. に示す復興特定区域に、暮らしとなりわいの融合を図るための公益的施設（給食センター）の施設整備を促進するため、用途制限の緩和を行います。

（2）実施主体

南三陸町

（3）特別の措置の内容

宮城県知事が、認定復興推進計画に定められた復興建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針への適合を認めて許可することにより、用途制限の緩和を行います。

※建築物の整備に関する基本方針

4. に示す復興特定区域は、現況、第一種住居地域及び準住居地域の混在する区域とされているところ、準工業地域で建築可能な工場の整備を可能な区域とします。

6. 当該計画の実施が当該計画区域における復興の円滑かつ迅速な進捗と当該区域の

活力の推進に寄与するものである旨の説明

当該計画に定められた復興推進事業の実施により、当初予定していた計画地には「志津川中央団地」のにぎわいの中核となるスーパー等の商業系施設や図書館等の公益的施設の立地が促進されるとともに、暮らしとなりわいの融合も促進されることになる。

これらの効果は、南三陸町における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大きく寄与するものです。

7. その他

本計画の策定に際し、東日本大震災復興特別区域法第4条第3項に基づき、宮城県に意見を聴取したところ、計画に対する意見はありませんでした。

添付図面

付図—1 南三陸町復興推進計画図 復興特定区域概括図

付図—2 南三陸町復興特定区域位置図

付図—1 南三陸町復興推進計画 復興特定区域



付図—2 南三陸町復興推進計画 復興特定区域位置図

